４　債権者株式会社三峰商事外３名に対する債務の免除
株式会社三峰商事、加藤隆一及び加藤隆三の各債権者は、本協定案に対する協定認可決定の確定と同時に、いずれも協定債権全額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。なお、上記取り扱いについては同３名から既に個別に同意を得ている。
５　免除の効果の生じる時点
本協定案に対する協定認可決定確定の時とする。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別表省略）
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第８号
沖縄県那覇市高良３丁目１番地１
清算株式会社　株式会社漲水リゾート開発
代表清算人　仲本　靖彦
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項で規定する弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者は前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
那覇地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２５年（再）第２号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番28号
再生債務者　株式会社ケンツー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目４番18号　梅ケ枝中央ビル６階　増田勝久法律事務所　弁護士　増田　勝久
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第３号
大阪市北区堂島１丁目６番20号
再生債務者　株式会社スカイビジョン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所　弁護士　赫　　高規
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

管財人変更

平成２０年（再）第２９号
大阪府堺市西区浜寺石津町西４丁14番８号
再生債務者　昭和ナミレイ株式会社
１　管財人　木内　道祥が辞任したので、次の者を管財人に選任した。
２　管財人　大阪市北区西天満４丁目４番18号　梅ヶ枝中央ビル６階　増田勝久法律事務所　弁護士　増田　勝久
平成25年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第５号
北海道江別市工栄町８番地６
再生債務者　株式会社全栄
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月25日まで
平成25年３月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（再）第４７号
大阪市住之江区平林北２丁目９番151号
再生債務者　株式会社小山製材所
１　決議に付する変更計画案　平成25年３月８日付け再生債務者提出の再生計画案（変更後）
２　議決権行使の方法　書面投票
３　変更計画案に対する投票期限　平成25年５月７日まで
４　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月23日
平成25年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５号
富山県射水市平野１番地
再生債務者　太閤山観光株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年３月12日（平成25年３月27日修正）付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年５月31日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年５月24日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月10日
平成25年３月28日　　富山地方裁判所民事部